

# 欧州知的財産ニュース

2005年6～9月号 (Vol.10)

2005年9月9日

JETRO テュッセルドルフセンター

## 目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

### 今月の特集

- ・ 欧州議会、コンピュータ実施発明に関する指令案を廃案に

### 特許

#### 【欧州特許・共同体特許】

- ・ 欧州委員会、共同体特許に言及した共同体リスボンプログラムを公表

#### 【バイオテクノロジー・生物多様性】

- ・ 欧州委員会、バイオ発明にかかる第2回目の報告書を提出
- ・ EuropaBio、欧州委員会のバイオ発明に係る報告書に対してバイオ技術の特許保護の重要性を強調
- ・ ベルギーにおけるEUバイオ指令の履行法(原文及び仮訳)

#### 【医薬品】

- ・ 欧州議会、小児用医薬関係特許の権利期間6月延長に合意

#### 【コンピュータ】

(今月の特集を参照。)

#### 【その他】

- ・ 英国特許庁、特許要件判断の新たなアプローチを発表

### 意匠・商標

- ・ OHIM次期副長官に英国特許庁の Peter Lawrence 氏
- ・ 英国特許庁、商標における相対的拒絶理由の審査の将来に関する予備的な意見取りを実施

### 不正競争防止法

- ・ 欧州委員会、「.eu」ドメインにかかる意見募集を開始

### 模倣品・海賊版対策

- ・ 模倣品・海賊版対策にかかるEUエンフォースメント指令案

## 特許情報・電子出願

- ・ EPO、IPC第8版の発効を周知
- ・ WIPO、IPC第8版の検索システムがウェブサイトで利用可能になったと発表
- ・ 英国特許庁、特許の電子出願件数が1年で1000件を超えたと発表

## その他

- ・ 欧州委員会、EU域における著作権の共同管理にかかる作業文書を発表

欧州知的財産ニュースは、JETROテュッセルドルフセンター-産業財産権調査員(濱野、坂東)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、  
patent\_tcd@jetro.go.jp まで。Copyright(C)2004JETROテュッセルドルフセンター-(濱野、坂東)All rights reserved.  
本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

## 今月の特集

### ・欧州議会、コンピュータ実施発明に関する指令案を廃案に

欧州議会（第2読会）は、7月6日コンピュータ実施発明に関する指令案を廃案にすることを648対14（棄権18）の圧倒的多数で決定した。

---詳しくはこちら---

なお、EUにおけるコンピュータ実施発明に関する指令案については、欧州知的財産ニュース2005年5月号（Vol.9）「コンピュータ実施発明の特許性に関するEU指令案の審議状況について」を参照。

---欧州知的財産ニュース2005年5月号（Vol.9）はこちら---

## 特許

### 【欧州特許・共同体特許】

#### ・欧州委員会、共同体特許に言及した共同体リスボンプログラムを公表

欧州委員会は、7月20日「欧州委員会から閣僚理事会及び欧州議会への文書 成長及び雇用のための共同行動：共同体リスボンプログラム」と題する文書を公表するとともにプレスリリースを行った。

2000年に開催されたリスボン特別欧州理事会において合意したリスボン戦略（注）は、10か年戦略であり、2005年はその中間点にあたるが、結果は必ずしも満足のいくものではなく、各EU構成国のリフォームの履行状況は全く不十分なものである。

この状況を改善すべく、欧州委員会が発表した同プログラムは、各EU構成国が2005年10月までに達成すべき成長及び作業に対する行動計画を補足するものである。同プログラムは大きく3つの行動 - 規制、財政、政策に関する行動 - に分類された50のイニシアティブからなっている。

この文書中、知的財産権に関して、「3.1.知識及び革新 持続的な成長の原動力」中に次の段落がある。

「共同体特許に関する合意は、知識経済、革新的な経済を促進するための、EUの合意の中でも極めて重要な要素であることに変わりはない。欧州においては、個々の構成国は規模や潜在的な能力の理由から、市場や公共政策の失敗を一国ではうまく扱うことが出来ないのであるが、共同体としては、研究、規制と財政上の課題に欧州レベルで一体となって取り組むことによって強力な産業力を維持するために取り組んでいくことを支持する。」

EU共同体特許規則案の審議は2004年3月の閣僚理事会における審議以降、実質的な進展がなく、欧州委員会の今後の対応が注目されているところ、依然として重要項目とし

て位置づけていることが伺われる。

(注)リスボン戦略 (Lisbon Strategy) :

2000年開催のリスボン特別欧州理事会 (EU首脳会議) において合意された欧州社会モデルを中核とした経済、社会、そして持続可能な開発の進展に向けた10か年戦略。その後例年春の欧州理事会では主にリスボン戦略の進捗についてフォローアップを行うこととされている。2005年は10か年戦略の半分の年月が経過した折り返し点に当たる。

---欧州委員会の7月20日付けプレスリリースはこちら---

---共同体プログラム自体 (アネックスを含む。) はこちら---

## 【バイオ・生物多様性】

### ・欧州委員会、バイオ発明にかかる第2回目の報告書を提出

欧州委員会は、遺伝子関連特許及び幹細胞関連発明の特許性を含むバイオ発明について第2回目の報告書を欧州議会及び閣僚理事会に提出した旨、7月18日にプレスリリースを行なった。

この報告書は、98年7月6日に公表されたバイオ指令 (98/44/EC) の第16条C項の規定 (欧州委員会は、バイオテクノロジー及び遺伝子工学の分野における特許法の進展、適用状況を欧州議会及び閣僚理事会に報告しなければならない。) の規定に基づくもの。報告書の概要は以下のとおり。

- 遺伝子配列に関して、各EU構成国が、遺伝子配列の従来通りの保護を選んだか、制限された範囲の保護を選んだか、に関して各国の採用した立場の妥当性を重視することは意図しておらず、関連ある様々な考察を行うことに重点を置いた。
- 欧州委員会は、EU構成国の法律間における想定される相違がいかなる影響を及ぼすかをモニターすることを提案している。
- 欧州委員会は、欧州におけるヒトDNA特許の外延の分析及び、それが研究・開発に及ぼしうる影響についての調査を立ち上げた。
- 幹細胞にかかる発明の特許性についての状況は複雑である。全能性幹細胞 (totipotent stem cell : 人間に成長する能力を備えた細胞) は、先の指令で記載されているように、人間の尊厳を根拠に特許性が排除されている。
- 胚性多能性幹細胞 (embryonic pluripotent stem cell : 人間に成長する能力は備えていないが、他の細胞タイプになることが出来る細胞) にかかる発明の特許性については、最終的な結論に至る、あるいはこの分野における更なる調和を定めるには時期尚早である。
- 欧州委員会は、この分野における更なる進捗状況をモニターすることを提案しており、幹細胞特許の倫理面、及び法律面を考察する更なる調査を開始した。
- EU各構成国のバイオ指令の履行状況については、イタリア、ルクセンブルグ、ラトビア、リトアニアの4カ国だけがまだ履行していない。

---欧州議会のプレスリリースはこちら---

---第2回目の報告書自体はこちら---

---98/44/ECはこちら---

---第1回目の報告書(2002年10月7日に提出されている。)はこちら---

### ・EuropaBio、欧州委員会のバイオ発明に係る報告書に対してバイオ技術の特許保護の重要性を強調

EuropaBio(注)は、7月19日「バイオ発明がハーモされないままであるために不確定さが蔓延」というタイトルのプレスリリースを行なった。

これは、欧州委員会が7月18日にプレスリリースしたバイオ発明にかかる第2回報告書に対してEuropaBioが発表したもの。この第2回報告書においては、ヒト遺伝子配列や幹細胞の特許にかかる指令をEU各構成国が履行するに当たって解釈に幅がある(ドイツ、フランスでは遺伝子配列の特許保護をより限定的に解釈している。)ことについて、欧州委員会がよりハーモさせる行動をとる意思がみられなかった。EuroBioのプレスリリースによると、この欧州委員会の対応に対しては失望している。特許は投資家がバイオ関連企業を支援しようと決断する際に重要な要素であり、知識型経済において知的財産は発明者及び社会ニーズに合うR&Dに投資する投資家を保護する唯一実存する形態である、とバイオ技術の特許保護の重要性を強調している。

EuropaBioの知的財産作業部会の議長のコメントは次の通り。「ドイツ、フランスの履行したことは指令通りではない。指令の文言上からくる幅ではなく、趣旨が異なっている。指令の主目的はEU各構成国の特許法を調和させることだ。EuropaBioとしては、欧州委員会がドイツ、フランスをEU指令を正しく履行しなかったとの理由で欧州裁判所へ提訴して欲しい。」

このように、欧州におけるバイオ指令に関しては、バイオ産業界のようにバイオ発明の特許保護に積極的なグループもあることが伺える。

(注) EuropaBio

ヨーロッパバイオテクノロジー産業連合。欧州のバイオ技術業界を代表する総括組織。メンバーは、欧州を中心とした企業約50社、欧州18カ国のバイオ産業関係25組織。欧州の各学会とも密に連絡を取りつつバイオ産業のための一貫性のある立法に貢献している。バイオ技術に係る情報を欧州議会、欧州委員会、閣僚理事会へ定常的に供給している。

---EuropaBioのプレスリリースはこちら---

---第2回報告書自体はこちら---

### ・ベルギーにおけるEUバイオ指令の履行法(原文及び仮訳)

ベルギーにおけるEUバイオ指令の履行法は4月28日に公布されたが、その原文及び仮訳を掲載

---履行法原文はこちら---

--- 履行法仮訳はこちら ---

なお、EUバイオ指令(98/44/EC)のEU各国の国内履行状態については、欧州知財ニュース2005年1・2月号において、フランス、ドイツの履行法の原文及び和訳を掲載しています。

--- 欧州知財ニュース2005年1・2月号はこちら ---

## 【医薬品】

### ・ 欧州議会、小児用医薬関係特許の権利期間6月延長に合意

欧州議会の環境委員会は7月13日、製薬会社が小児用医薬の試験を行う義務を負うことに対する救済措置として、小児用医薬にかかる特許権の権利期間を6ヶ月延長することに関する規則案を賛成40、反対9、棄権9で採択し、欧州委員会の提案に合意した。

これによって製薬会社は、小児用医薬にかかる特許あるいは小児用医薬の試験のための補完的保護証(Supplementary Protection Certificate)を6ヶ月延長する特典を与えられる。また、同委員会がこの決定による影響を調べる必要性についても一致し、この規則がよりよい小児用医薬を生産するにあたって効果があるか否かを判断するために、施行から6年後に調査することとした。

--- 欧州議会のプレスリリースはこちら ---

また、関連記事として、欧州知的財産ニュース2004年9, 10, 11月合併号、「欧州委員会、小児用医薬の品質・利用性向上、研究開発促進提案を公表」を参照。

--- 欧州知的財産ニュース2004年9, 10, 11月合併号はこちら ---

### (背景)

欧州委員会によると、新生児あるいは子供に与えられる医薬の少なくとも50%は、その影響が全く試験されていない。小児の体への吸収や排出は大人とは異なるにもかかわらず、医者が医薬の成人用服用量を少なくしたり、服用間隔を多くしたりすることが一般的。このため、予想外の副作用が起きる危険を減らすために、欧州委員会は、製薬会社に医薬品の承認に当たって、子供を含めた医薬の試験結果を示す義務を課す新たな法案を提案している。既に市場にある特許保護された医薬品についても、もし製薬会社がそれらの医薬品の利用範囲を拡大したい場合は、同様の義務が課される。一方で、製薬会社は、新たな義務によって生じる分のコストを、所有する特許権の権利期間を6ヶ月延長することによって補償されることとなる。

## 【コンピュータ】

(今月の特集を参照。)

## 【その他】

### ・英国特許庁、特許要件判断の新たなアプローチを発表

英国特許庁は、7月29日審査官が特許出願の特許性を調べるアプローチの変更についてプレスリリースを行なった。

英国特許庁によると、この新しい手法は特許性の範囲に実質的な影響を与えるものではない。この変更によって特許審査官は、これまで行なわれて来たように、各発明が1977年の特許法（Patents Act 1977）の第1条第1項（Section 1(1)）に規定されている特許要件を満たすか否かを判断する際に、第1条第2項（Section 1(2)）に規定された非発明に当たるか否かを“技術的貢献(technical contribution)”の有無という基準によってまず初めにチェックするのではなく、新規性、進歩性等の要件も含めた全ての特許要件について同時に検討することになる。これにより英国特許庁の特許性に関するアプローチが、英国以外の欧州において適用されているものと一致することになる。この変更は最近の2つの判例を受けて行なわれたもので、これら2つの判例においては、EPOにおいて適用されている特許性に関するアプローチが支持されている。

英国特許庁側は、いずれにせよ両アプローチともほとんど全ての場合同じ結果になる、と主張しているが、先月発表された英国の上記2つの判例によると、現在EPOによって適用されているアプローチの方がすぐれているとされており、今回英国特許庁は従来のアプローチを変更した。この変更は直ちに適用される。

---英国特許庁のプレス発表はこちら---

## 意匠・商標

### ・OHIM次期副長官に英国特許庁の Peter Lawrence 氏

OHIM（欧州共同体商標意匠庁）の7月21日のニュースレターによると、OHIMの次期副長官（Vice-President）に英国特許庁の Peter Lawrence 氏が指名された。

EU閣僚理事会は7月12日の会合でOHIMの副長官に Peter Lawrence 氏を指名することを決定した。11月1日以降、現副長官である Alexander von Muehlendahl 氏の辞任後に Lawrence 氏に引き継がれる予定。

Peter Lawrence 氏は、英国特許庁で商標意匠部長を6年間務めた後、2003年に知的財産及びイノベーション部長に指名された。Lawrence 氏はIPの世界でよく知られているが、特にOHIMにおいては、2000年3月から予算委員会の議長を務めていることで知られている。

---OHIMのプレスリリースはこちら---

## ・英国特許庁、商標における相対的拒絶理由の審査の将来に関する予備的な意見取りを実施

英国特許庁は7月27日、商標における相対的拒絶理由の審査に関する予備的な意見取りを行う旨、プレスリリースを行った。

プレスリリースの主な内容は次の通り。

- 英国特許庁は、商標における相対的拒絶理由の審査を行うべきか否かを法律によって規定すべきだと考えている。
- 2001年に行った同様の調査では、相対要件の審査の必要性について意見は分かれたが、2006年までは相対的拒絶理由の審査システムを早急に変えるべきではない、というポジションを取るものが多数を占め、庁としては、この時点では相対的拒絶理由の審査は変えないものの、異議申立手続の合理化、低コスト化をするべきである、とした。(その後、異議申立手続は改正された。)
- 2001年の調査で意見を表明した者の72%が、将来相対的拒絶理由の審査について再検討すべきであると考えており、今回英国の商標審査システムの将来の在り方について、さらに調査を行うことを提案している。
- ここに予備的な意見取りを行う目的は、現行システムについてユーザ側で認識されている長所及び短所をはっきり把握するためであり、この予備的な意見取りの結果を利用して、正式な意見取りを行うこととなる。
- 2006年初めには正式な意見取りを実施する予定。

---英国特許庁のプレスリリース(予備的な意見取りの解答用紙を含む)はこちら---

## 不正競争防止法

### ・欧州委員会、「.eu」ドメインにかかる意見募集を開始

欧州委員会(情報社会局:DG Information Society)は、「.eu」というTLD(Top Level Domain:トップ・レベル・ドメイン)に関して、ADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争処理:裁判によらない民事紛争の処理方法)システムの実運用に係る意見募集(public consultation)を開始した旨、8月3日にプレスリリースを行った。上記意見募集は9月7日まで行なわれ、関心ある者は誰でも参加することが出来る。

また、「.eu」の登録機関であるEURidは、登録業務をエンドユーザーに代わって行うRegistrarの承認を6月16日に開始、登録数は既に300を超えている。欧州委員会は新しい「.eu」ドメインが2005年第四四半期にビジネス上利用可能になるものと期待している。EURidによると今後の予定は、第四四半期に「Phase 1 of Sunrise」(既に商標権を保有している権利者による申請受付)を開始、その2ヵ月後には「Phase 2 of Sunrise」(EU加盟国の国内法で保護されたその他の権利を保有している権利者による申請受付)を開



始、さらに「Phase 1 of Sunrise」の4ヶ月後にはEU域内に居住する者からの登録を先着順で開始する予定（正確な利用開始日は、現在のところ未定。）

---欧州委員会のプレスリリースはこちら---

---登録機関 EURid のホームページはこちら (Registrar リストも公開されている。)---

「.eu」ドメインに関する関連記事は、欧州知的財産ニュース2004年9・10・11月合併号、及び2005年5月号を参照。

---欧州知的財産ニュース2004年9・10・11月合併号はこちら---

---欧州知的財産ニュース2005年5月号はこちら---

## 模倣品・海賊版対策

### ・模倣品・海賊版対策にかかるEUエンフォースメント指令案

欧州委員会は、欧州における模倣品・海賊版対策にかかるEUエンフォースメント指令について、7月12日知的財産権の侵害に対処するための刑事罰に関する新たな指令案を提案した。

これは、各構成国の刑事法を調整し、模倣・海賊行為に効果的に対処すべくEUがより協力していくことを目的としたもの。今後は、同指令案について閣僚理事会及び欧州議会で審議されることになる。

提案された指令案の主な特徴は次のとおり。

- 意図的な知的財産権の侵害行為のほか、侵害の企て、幫助、教唆も刑罰の対象となる。
- 重大な侵害行為に対して最低4年の懲役を長期として科す。
- 重大な侵害行為に対しては最低10万～30万ユーロの罰金を科す。

---欧州議会の7月12日付けプレスリリースはこちら---

---提出された指令案自体はこちら---

(背景)

EUエンフォースメント指令については、昨年5月20日に発効し、2年以内に各構成国は国内法を指令に合わせて改正する義務を負っている。この指令では、重大な権利侵害行為に対して各国は刑事罰等適当な制裁を適用できる(16条)、となっていた。詳細は、2004年5月1日付け欧州知的財産ニュース(Vol.1) p7 [14] EUエンフォースメント指令成立へ、を参照。

---2004年5月1日付け欧州知的財産ニュース(Vol.1)---

## 特許情報・電子出願

### ・ E P O、 I P C 第 8 版の発効を周知

E P O は、 I P C 第 8 版の発効（ 2 0 0 6 年 1 月）を約半年後に控え、 I P C 第 8 版における変更点などを周知する記事を 7 月 2 5 日ホームページに掲載した。

記事の主な内容は次の通り。

- I P C とは
- I P C リフォームとは
- I P C 第 8 版における変更点の概要
- サーチャーへの影響
- Q & A

--- E P O のプレスリリースはこちら---

### ・ W I P O、 I P C 第 8 版の検索システムがウェブサイトで利用可能になったと発表

W I P O（世界知的所有権機関）は、 I P C 第 8 版の検索システムが W I P O のウェブサイト利用可能になった旨、 8 月 9 日にプレスリリースを行なった。

この検索システムは、あらゆる技術分野の特許情報の検索が容易になるように設計されたもので、英語及びフランス語で提供されている。 I P C 第 8 版は、特許情報の検索にあたってより効率のよい電子環境においても利用できるように、そして、各産業財産庁等が利用しやすいように設計されたものであり、 6 年のリフォーム期間を経て得られた成果である。 Gurry 事務局次長は、「 I P C 第 8 版は特許情報検索効率を非常に向上させるものであり、 I P C リフォームは大変実り多いものであった。」とコメント。

同新システムでは、関連する分類へのリンクや階層構造、定義の表示、日中韓等数カ国の対応する分類へのリンクも利用可能。

なお、 I P C 第 8 版は 2 0 0 6 年 1 月 1 日に発効する。

--- W I P O のプレスリリースはこちら---

--- 検索システム自体はこちら---

### ・ 英国特許庁、特許の電子出願件数が 1 年で 1 0 0 0 件を超えたと発表

英国特許庁は 7 月 2 7 日、電子出願により特許出願された件数が 1 0 0 0 件を超えたとプレスリリースを行なった。

英国特許庁が電子出願の受付を開始したのは 2 0 0 4 年 8 月（注）。この 1 年間の電子出願数の着実な増加は、この無料サービスを利用するメリットを感じるユーザが増えていることを示している、としている。

1 0 0 0 件の内訳は、以下の通り。（）内は参考のための 2 0 0 4 年 1 ~ 1 2 月の 1 年間の出願数。

英国国内出願	725件
PCT国内段階出願	76件 ( + = 28,223件 [約2.8%] )
EPC出願	53件 ( 8,156件 [約0.6%] )
PCT国際出願	169件 ( 5,523件 [約3.1%] )
(合計	1,023件 41,902件 [約2.4%] )

(注)

英国特許庁は、EPOと協力しEPOの epoline を使って特許出願の英国特許庁のオンライン出願サービスを2004年8月9日に開始した。このサービスは次の4つのオンライン出願をサポート。

英国国内出願

PCT国内段階出願

EPC出願 (EPOへ直接出願するもの及び英国特許庁を経由するものの両方)

PCT国際出願 (英国を受理官庁とするもの及びIBを直接受理官庁とするPCT出願)

---英国特許庁のプレスリリースはこちら---

## その他

### ・欧州委員会、EU域における著作権の共同管理にかかる作業文書を発表

欧州委員会は、7月7日「音楽にかかる著作権：著作権の国境を超えた共同管理に関する共同体のイニシアティブに関する調査」と題する作業文書を発表した。この調査は、オンライン音楽配信サービスを提供するための著作権の国境を超えた共同管理について、現在の枠組みを調べたものである。この調査によると、オンラインコンテンツサービスに関してEU域をカバーする著作権が存在しないために、このような音楽配信サービスが急成長することが難しくなっている、と結論付けている。分析の対象とされたオンライン音楽配信サービスは、インターネットによって提供されるサービス、例えば同時配信、ウェブ配信、ストリーミング、ダウンロード、オンライン・オン・デマンドサービスなどの他、携帯電話に提供される音楽配信サービスも含まれている。この調査がこれらのサービスに的を絞った理由は、これらのサービスは全て欧州全域に亘って利用でき、結果として、これらの著作権が欧州全域において明確にされる必要があるからである。

調査結果によると、著作権の国境を超えた共同管理を行うための全く新たな枠組みが必要であり、これを実現できる最も効率的なモデルは、著作権者が希望する場合にはある集金団体がEU全域において活動できるように認定できるようにすることである。さらには、著作権者が欧州における任意の集金団体を選択できる自由を有することにより、これらの集金団体がその所在地にかかわらず、全ての著作権者に最善のサービスを提供する強力

なインセンティブを与えることが出来ることとなり、国境を超えた著作権使用量の支払いが促進されると予想されている。

---欧州委員会のプレス発表はこちら---

---作業文書自体はこちら---